

検索ツールの利用手続、スケジュール等について

(1) 検索ツールの利用における手続及び遵守事項

検索ツールの利用を希望する場合には、文部科学省への申請が必要です。利用の申請は随時受け付けており、必要書類の提出によって完了します。利用に当たっては、「検索ツール利用における同意書」に記載の次の事項を遵守してください。

(同意書に記載している利用上の注意)

- ・個人情報の保護に関する法律や条例等の規定に基づき、情報を適切に取り扱うとともに、情報管理を徹底すること。
- ・管理責任者は検索ツールの利用担当者を指定するとともに、利用端末を管理し、適切な利用に当たっての責任を持つこと。また、管理責任者は本「利用上の注意」が機関内で遵守されるよう責任を持つこと。
- ・免許状の有効性や失効情報の事実関係の確認に当たっては、検索ツールでは、採用希望者と同姓同名の別の者が表示されたり、該当者が既に免許状の再授与を受けたりしている可能性等も考えられることから、検索ツールにより得られた情報のみに依拠することなく、採用希望者である本人に対して、面接等で必ず確認するなど、より詳細に確認した上で判断すること。
- ・検索ツールの利用は、機関内で採用事務を行う担当者のうち必要最小限の人数に限定することとし、「検索ツール利用希望機関の管理責任者及び利用担当者情報（様式2）」により担当者情報を事前に登録すること。
- ・パスワードは、他人に教えない、メモや付箋にパスワードを書いたものを人目につくところに貼り付けないなど、管理を徹底すること。
- ・当該機関以外への検索ツールの再提供は行わないこと。
- ・検索結果については、個人情報であることを踏まえ、印刷は必要最小限とし、利用後は廃棄（シュレッダー）すること。
- ・万一、検索ツールや検索ツール内の情報が外部に漏えいした場合には速やかに文部科学省へ報告すること。
- ・失効・取上げ情報を更新した最新の検索ツールを受領したときは、当該受領前の検索ツール（更新前のもの）を完全に消去（削除）すること。
- ・人事異動等により管理責任者又は利用担当者に変更となる場合には、「検索ツール利用希望機関の管理責任者及び利用担当者情報（様式2）」により、変更後の情報を検索ツール利用前に文部科学省専用メールアドレスに報告すること。

(2) データ更新

- ・検索ツールは、データを更新の上、年4回（1月、4月、7月、10月）提供予定です。ただし、令和3年の初回提供分については、本日付けで提供します。
- ・検索ツールの提供時期に合わせ、失効・取上げの日から40年間を経過した失効・取上げ情報は削除し、新たに官報に公告された失効・取上げ情報を追加します。
- ・データ更新の都度、利用機関には、管理責任者宛に検索ツール及びパスワードを送付します。

(3) 検索ツール提供の流れ
別紙のとおり

(4) 検索ツールの利用を希望する機関の提出書類及び提出方法
掲載省略

検索ツール提供の流れ

